

(平成24年2月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

茨城国民年金 事案 1344

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年3月及び6年9月から7年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年2月
② 平成2年3月
③ 平成2年4月から3年3月まで
④ 平成3年4月から4年5月まで
⑤ 平成5年4月から6年3月まで
⑥ 平成6年9月から7年3月まで
⑦ 平成7年7月から10年3月まで

ねんきん定期便を確認したところ、申立期間のうち、申立期間③及び④について、国民年金保険料の申請免除の確認ができず、他の申立期間については保険料が未納とされていた。

私は、昭和61年8月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。申立期間③及び④については、学生であったため、保険料の申請免除手続を行い、他の申立期間については、私が保険料を納付していたはずである。

このため、申立期間③及び④について国民年金保険料が申請免除となっていないこと、並びにほかの申立期間について保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、1か月と短期間である上、国民年金印紙検認全件リストにより、申立人が申立期間②直前の保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立期間②の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

また、オンライン記録により、申立人は申立期間⑥の前後の国民年金保

険料について、それぞれ現年度納付していることが確認できることから、時効未到来である申立期間⑥の保険料を納付することは可能であった。

- 2 一方、申立人は、当初の申立てでは、申立人の夫に係る申立期間①、⑤及び⑦の国民年金保険料について、夫の両親が納付していたと主張していたが、当委員会の調査途上において、申立人自身が夫婦二人分の保険料を納付していたこともあるかもしれないと主張を変更するなど、申立人に具体的内容を聴取しても申立期間当時の記憶が明確ではなく、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①及び⑦については、申立人の夫も国民年金保険料が未納となっている上、申立人が所持している「国民年金保険料の納付状況」には、申立期間⑦の一部である平成8年4月から10年3月までについて「この2年間は経営などの問題で払えず全免手続を考え翌年手続した」と申立人が自書していることが確認できることから、申立人は、申立期間⑦当時、保険料が未納であることを認識していたものと推認できる。

- 3 申立期間③について、申立人は、学生であったため、国民年金保険料の申請免除手続を行ったと主張しているが、任意加入の対象であった20歳以上の学生が、国民年金の強制加入被保険者の対象となったのは、平成3年4月1日からであり、事実、申立人が所持する年金手帳には、申立人が、2年4月1日付けで当該資格を喪失し、3年4月1日付けで再取得していることが確認できることから、申立期間③について、申立人は国民年金被保険者資格を有しておらず、保険料の申請免除手続を行うことができない。

また、申立人は、申立期間④について、申立期間③から継続して学生であったことによる国民年金保険料の免除期間であったと主張しているが、申立人が学生であった期間は、申立人が所持するA資格証明書から、平成4年3月までであることが確認できることから、申立期間④の全ての期間について、学生であったことによる保険料の免除申請を行ったとする申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人は、申立期間③及び④の国民年金保険料に係る申請免除手続について、平成2年3月頃に、B市区町村役場において1回のみ行ったと主張しているが、保険料の申請免除の手続は、毎年度行う必要があることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

加えて、各申立期間の国民年金保険料を納付したこと及び免除申請を行ったことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに各申立期間の保険料を納付したこと及び免除申請したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②及び⑥の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から 39 年 3 月 5 日まで
② 昭和 39 年 3 月 5 日から 44 年 11 月 23 日まで

年金事務所に年金記録を確認したところ、A社B支店に勤務していた昭和 37 年 4 月 1 日から 39 年 3 月 5 日までの期間及びC社に勤務していた 39 年 3 月 5 日から 44 年 11 月 23 日までの期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係るC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の「給・脱」欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」に○印が付されていることが確認できるとともに、厚生年金保険記号番号払出簿の申立人の備考欄に「氏名変更 48.7.13」と記載されており、氏名変更した時点では、申立人は厚生年金保険の被保険者となっておらず、本人が届出をしなければ事実が確認できなかったことから、申立人が脱退手当金の請求と同時期に氏名変更の手続を行ったものと推認できる。

また、申立期間①及び②に係る脱退手当金の実支給額についても計算上の誤りが無く、法定支給額と一致しており、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人が挙げた同僚に照会したところ、脱退手当金は本人が請求するものと思うが、申立人に係る脱退手当金支給については一切分からないとの証言が得られた。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給した

ために番号が異なっていると考えるのが自然である上、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 8 月 1 日から 36 年 3 月 20 日まで
② 昭和 37 年 1 月 10 日から 41 年 12 月 1 日まで

日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」を確認するはがきが届き、A社に勤務していた昭和 32 年 8 月 1 日から 36 年 3 月 20 日までの期間、及びB社に勤務していた 37 年 1 月 10 日から 41 年 12 月 1 日までの期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、脱退手当金を受給した覚えが無いので、両申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から 1 か月後の昭和 36 年 4 月 19 日に、申立期間①に係る脱退手当金の支給決定が行われており、脱退手当金の計算の基礎となるべき未請求期間が無く、当該脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が被保険者資格を喪失した前後 2 年間に被保険者資格を喪失している女性が申立人以外に 13 人存在し、オンライン記録によると、そのうちの 12 人に申立人同様、脱退手当金の支給記録があることが確認できる。

さらに、申立期間当時は、通算年金制度創設前であり、将来の年金受給資格については、厚生年金保険単独で計算されていたことから、申立人のA社における勤続月数が 43 月であったことを考慮すれば、当時、申立期間に係る脱退手当金を請求したことに不自然さはみられない。

2 B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期

間②に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から18日後の昭和41年12月19日に、申立期間②に係る脱退手当金の支給決定が行われている。

また、B社は既に解散しており、同社の代表取締役も他界していることから、照会をすることはできない。

- 3 このほか、申立人から聴取しても両申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が両申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 11 月 20 日から 33 年 3 月 21 日まで
年金事務所で厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社B工場に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B工場の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱退手当」の表示が確認できるとともに、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無く、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人が記載されたページ及びその前後のページに記載された女性同僚のうち、申立人の資格喪失日前後約2年間に厚生年金保険を資格喪失し、脱退手当金の受給資格を有している同僚は53人おり、そのうち47人に脱退手当金の支給記録がある上、上記同僚のうち、連絡先が判明した者から、申立期間当時、「会社側又は労働組合側が脱退手当金の手続を代行していた。」旨の回答が得られたことから、申立期間当時、同社では事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

さらに、当時は「通算年金通則法」（昭和36年法律第181号）の創設前であり、将来の年金受給資格については厚生年金保険単独で計算されていたことから、A社B工場における厚生年金保険被保険者期間が52か月である申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人に申立期間当時の状況を聴取しても脱退手当金を受給し

た記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。